国立国会図書館 調査及び立法考査局
Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	グリーンから再生型（リジェネラティブ）へ―環境政策の新しい潮流―
他言語論題 Title in other language	From Green to Regenerative: A New Trend in Environmental Policies
著者 / 所属 Author(s)	遠藤　真弘（ENDO Masahiro）/ 国立国会図書館調査及び立法考査局専門調査員　農林環境調査室主任
雑誌名 Journal	レファレンス（The Reference）
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	910
刊行日 Issue Date	2026-10-20
ページ Pages	1-17
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語（Japanese）
摘要 Abstract	環境政策において、「グリーン」を超える新しい概念として浮上している「再生型」の概念を説明する。また、再生型の概念が反映された環境政策等を紹介し、この概念をめぐる課題を提示する

＊ この記事は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。
＊ 本文中の意見にわたる部分は、筆者の個人的見解です。

国立国会図書館
National Diet Library, Japan

グリーンから再生型（リジェネラティブ）へ
―環境政策の新しい潮流―

国立国会図書館　調査及び立法考査局
専門調査員　農林環境調査室主任　遠藤　真弘

目　　次

はじめに
Ⅰ　再生型（リジェネラティブ）とは何か
　1　グリーン成長への疑問
　2　再生型の概念
Ⅱ　再生型の概念を反映した政策
　1　EU 環境行動計画
　2　循環経済（サーキュラーエコノミー）
　3　ネイチャーポジティブ
　4　再生型農業
Ⅲ　再生型の取組をめぐる課題
　1　定義の確立と成果指標の整備
　2　グリーンウォッシュの防止
おわりに

キーワード：持続可能な発展、SDGs、グリーン成長、再生型システム、再生型経済、システム全体の思考、グリーンウォッシュ

要　旨

① 国際社会では、持続可能な発展を実現するための政策的アプローチとして、グリーン成長が推進されてきた。グリーン成長では、技術革新等によって経済成長と環境負荷の相関関係を切り離せば（デカップリング）、環境負荷を軽減できると説明されている。しかし、近年の研究では、デカップリングによって環境負荷を軽減した国や地域は限定的であることが判明しており、グリーン成長による地球環境問題の解決を疑問視する向きもある。

② 他方、生命システムの再生プロセスに着目し、経済社会システム全体の健全性を確保する仕組みをシステム内部に組み込むことで、環境の改善や経済の繁栄を継続的に実現しようとする再生型の概念が提唱されている。この概念では、環境負荷が大きい「従来型」から出発し、環境負荷を軽減する「グリーン」、環境負荷がゼロとなる「持続可能」を経て、自然資本を回復し、再生する「回復型」、「再生型」へと至る発展過程が想定されている。

③ 再生型の概念を反映した政策は、既に存在する。EU の第 8 次環境行動計画には、「成長が再生型である」や「システム全体の転換」といった文言が盛り込まれている。近年、国際的に普及しつつある「循環経済（サーキュラーエコノミー）」や「ネイチャーポジティブ」といった環境政策も再生型の概念と密接に関連する。また、再生型の概念を具体的な経済活動に適用する取組も始まっており、再生型農業はその代表的事例である。

④ 再生型の概念を具体的な事業に展開する場合、その実施によって実質的な成果が得られるかどうかが重要である。再生型の解釈に一貫性がなく明確性に欠けると、その理解や普及が妨げられるだけでなく、呼び方が変わるだけで事業の内容は変わらないという事態も生じかねない。これを防ぐには、再生型の事業に対する定義を確立するとともに、評価の枠組みと成果指標を開発し、事業の進捗状況の監視と適切な見直しを図ることが肝要である。

⑤ 再生型の事業に対する定義が明確でないことにより、いわゆるグリーンウォッシュの誘発が懸念される。企業や政策立案者が再生型の取組を実施していると主張するにもかかわらず、再生型の取組を自らに都合のよい解釈に基づいて実施すれば、事業による実質的な成果が乏しくなるほか、再生型という言葉の使用が形骸化し、価値を失ってしまうおそれがある。事業に対する「透明性のある検証」を推進して信頼を得ていくことが求められる。

はじめに

持続可能な発展[1]に向けた政策的アプローチとして国内外で普及している「グリーン成長（green growth）」は、技術革新等によって経済成長と環境負荷の相関関係を切り離せば（デカップリング）、経済成長を継続しつつ環境負荷を軽減できるとの考え方に基づいている。しかし、気候変動や生物多様性など地球環境問題への対応が順調に進展しているとは言えない現状を踏まえ、グリーン成長とは異なる「ポスト成長（post growth）」や「脱成長（degrowth）」といった政策的アプローチに転換する必要があるとの主張も見られる[2]。

他方、近年の環境政策では、「グリーン」に代わるものとして、「再生型（regenerative）」と呼ばれる概念が浮上している。EU の環境政策では実際に「再生型」という文言が用いられているほか、循環経済やネイチャーポジティブといった環境政策も、本稿で説明するように再生型の概念と密接に関連する。こうした動向から、今後の環境政策を考える上で、再生型の概念を理解することには意義があるように思われる。

本稿では、この再生型の概念に注目し、主に環境政策の観点から、それがどのような概念であり、既存の概念とどのように異なるかについて説明する（Ⅰ）。加えて、再生型の概念が反映されたと考えられる政策の事例を幾つか紹介し（Ⅱ）、再生型の取組を具体的に推進する場合に懸念される主な課題を示す（Ⅲ）。

Ⅰ　再生型（リジェネラティブ）とは何か

本章では、地球環境問題の解決策としてのグリーン成長の実績に対する評価を紹介した上で、再生型の概念について、その提唱者の主張を参照しつつ、既存の概念との違いを明らかにする。

1　グリーン成長への疑問

国際社会では、持続可能な発展を実現するための政策的アプローチとして、グリーン成長が推進されてきた。経済協力開発機構（OECD）は、グリーン成長を「経済成長と発展を促進しつつ、自然資本が私たちのウェルビーイングの基盤となる資源・環境サービスを提供し続けることを確実にすること」と定義し、そのためには、持続的な成長を支え、新たな経済的機会を生み出す投資や技術革新を促進する必要があるとする。特に、技術革新の果たす役割は極めて重要であり、それによって、経済成長と環境負荷（自然資本の枯渇）の相関関係を切り離し（デカップリング）、環境負荷の軽減が可能になると説明する[3]。

ただし、環境負荷の増加率を経済成長率よりも低く抑えるという「相対的デカップリング（relative decoupling）」では環境負荷は増加し続けるため、「絶対的デカップリング（absolute decoupling）」

＊本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 8 月 26 日である。また、本稿においては、人物の敬称を省略する。

(1)「持続可能な開発」とも訳される。本稿では、単独で用いる場合は「持続可能な発展」と訳し、他の語と組み合わせて用いる場合には適宜どちらかの訳語を当てる（例：「持続可能な開発目標」）。

(2) 遠藤真弘「地球環境問題の解決に向けた持続可能な発展―段階別モデルから見た今後の環境政策への示唆―」『レファレンス』893 号, 2025.5, pp.40-44. <https://doi.org/10.11501/14275922>

(3) OECD, *Towards Green Growth*, Paris: OECD Publishing, 2011, pp.9-10. <https://doi.org/10.1787/9789264111318-en>

により、経済成長しつつ環境負荷を軽減することが求められる。OECDは2011年の報告書で、絶対的デカップリングが実現しているのは一部の国や地域にとどまることを指摘した(4)。その後、このことを裏付ける研究(5)が次々と発表され、絶対的デカップリングによる地球環境問題の解決に疑問を投げかける研究(6)も現れた。

2020年代には、国際機関も、グリーン成長や絶対的デカップリングについて同様の見解を示すようになった。気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change: IPCC）は、2022年の第6次評価報告書において、近年のOECD諸国では絶対的デカップリングが実現する可能性はあるものの、その規模は気候変動緩和の目標達成には不十分であることを認めた(7)。EUの欧州環境庁（European Environment Agency: EEA）(8)も、「進行中の環境危機にグリーン成長が効果的に対処できるという考えは、実証的な根拠に乏しい」とし、「欧州が持続的な経済成長と必要な環境負荷削減を両立させるために要求される水準のデカップリングを達成できるかどうかは極めて不確実である」と述べている(9)。

2　再生型の概念

(1) 再生型デザインと再生型システム（ライル）

1994年、景観デザインを専門とするアメリカ・カリフォルニア州立工科大学教授（当時）のジョン・ライル（John Tillman Lyle）は、有機農法では土壌が持続的に再生することにヒントを得て、エネルギーや材料が持続可能であるには、その供給システムが継続的に自己再生する、つまり再生型でなければならないとの考えから、「再生型デザイン（regenerative design）」を提唱し、これを「供給、消費、排出における、現在の直線的な処理システムの流れを循環的な流れに置き換えること」と定義した(10)。

また、ライルは、再生型デザインの原則は経済全体にも適用できるとして「再生型システム（regenerative system）」という概念を示し、これを「その機能プロセスを通じて、運用に使われるエネルギーと材料を継続的に補充するもの」と定義した(11)。

---

(4)　*ibid.*, p.117.

(5)　例えば、Gail Cohen et al.,“The Long-run Decoupling of Emissions and Output: Evidence from the Largest Emitters,”*Energy Policy*, Volume 118, July 2018, pp.58-68. <https://doi.org/10.1016/j.enpol.2018.03.028>; Richard Wood et al.,“Growth in Environmental Footprints and Environmental Impacts Embodied in Trade: Resource Efficiency Indicators from EXIOBASE3,”*Journal of Industrial Ecology*, Volume 22 Issue 3, June 2018, pp.553-564. <https://doi.org/10.1111/jiec.12735>; Corinne Le Quéré et al.,“Drivers of Declining CO2 Emissions in 18 Developed Economies,”*Nature Climate Change*, Volume 9, 2019, pp.213-217. <https://doi.org/10.1038/s41558-019-0419-7>; Helmut Haberl et al.,“A Systematic Review of the Evidence on Decoupling of GDP, Resource Use and GHG Emissions, Part II: Synthesizing the Insights,”*Environmental Research Letters*, Volume 15 Number 6, 11 June 2020. <https://doi.org/10.1088/1748-9326/ab842a>

(6)　Timothée Parrique et al., *Decoupling Debunked: Evidence and Arguments against Green Growth as a Sole Strategy for Sustainability*, European Environmental Bureau, 2019. <https://eeb.org/wp-content/uploads/2019/07/Decoupling-Debunked.pdf>; Jason Hickel and Giorgos Kallis,“Is Green Growth Possible?”*New Political Economy*, Volume 25 Issue 4, 2020, pp.469-486. <https://doi.org/10.1080/13563467.2019.1598964>

(7)　Working Group III Contribution to the Sixth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change, *Climate Change 2022: Mitigation of Climate Change*, 2022, p.513. <https://www.ipcc.ch/report/ar6/wg3/downloads/report/IPCC_AR6_WGIII_FullReport.pdf>

(8)　環境を専門的に扱うEU機関であり、環境に関連する知見やデータ、政策評価を提供することにより政策立案を支援する役割を担う。1990年に設立された。

(9)　EEA, *Reflecting on Green Growth: Creating a Resilient Economy within Environmental Limits* (EEA Report), No 11/2021, Copenhagen: Publications Office of the European Union, 2021, p.23. <https://data.europa.eu/doi/10.2800/00936>

(10)　John Tillman Lyle, *Regenerative Design for Sustainable Development*, New York: John Wiley & Sons, Inc., 1994, p.10. ライルは、「再生型」という言葉は、有機農法の実践者であるロバート・ロデール（Robert Rodale）が土壌の再生に対してこの言葉を使ったことで初めて広められたとする（Ⅱ 4参照）。

(11)　*ibid.*

(2) 環境配慮デザインの発展概念（リード）

2007年、アメリカの設計コンサルタントで、環境配慮型建築の専門家でもあるビル・リード（Bill Reed）は、環境配慮デザインの発展を概念的に示した（図1）。すなわち、環境負荷が大きい「従来型」から出発し、環境負荷の軽減を図る「グリーン」、環境負荷がゼロとなる「持続可能」[12]を経て、さらには環境を改善する「回復型」、「調和型」、「再生型」に至り、その過程で、エネルギー需要は減少し、劣化型システムから再生型システムへと移行する。

再生型は、生命システムの再生プロセスに着目し、システム全体の健全性を再生することを主眼とした取組である。リードは、グリーンは個別の問題への断片的な対応にとどまるが、再生型は様々な要素の相互作用を踏まえてシステム全体の視点で取り組むものであるとして、再生型への移行を主張した[13]。

図1　環境配慮デザインの発展概念（リード）

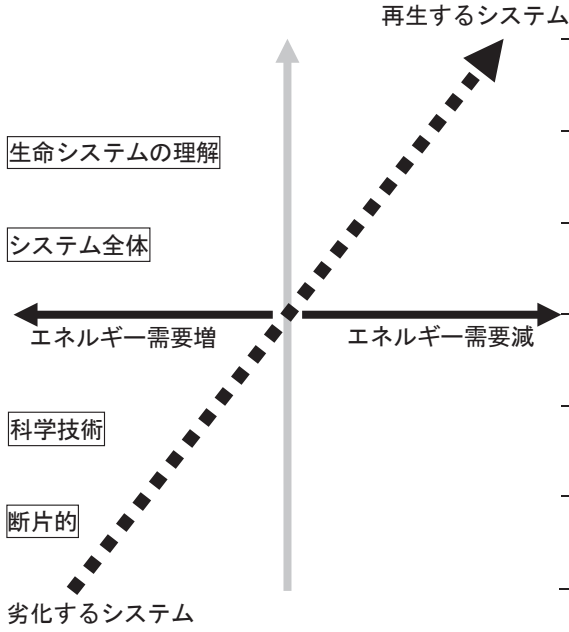

再生型（Regenerative）	人間が自然の一部として参画（システム全体の共進化）
調和型（Reconciliatory）	人間は自然と一体不可分
回復型（Restorative）	人間が自然に対して行動（自然システムの回復支援）
持続可能（Sustainable）	中立的（悪影響の完全な解消）
グリーン（Green）	従来型より改善
従来型（Conventional Practice）	違法の一歩手前

（出典）Bill Reed, “Shifting from ‘Sustainability’ to Regeneration,” *Building Research & Information*, Volume 35 Issue 6, 2007, p.676. <https://doi.org/10.1080/09613210701475753> を基に筆者作成。

(3) 環境に配慮した経済の発展概念（フラートン）

2015年、アメリカの経済学者であるジョン・フラートン（John Fullerton）は、自然システムはそれが再生型であるから繁栄するのであり、もし、人間の経済、制度、文明が長期にわたって繁栄するならば、それらもまた再生型であるに違いないと考え、リードの議論を経済に応用

---

[12] ここでの「持続可能」は、環境劣化と環境再生のちょうど中間に位置する中立的な状態を指しており、「グリーン」や「再生型」などと対比するために用いられている（狭義の持続可能）。これに対し、「持続可能な発展」は同じ「持続可能」を用いているにもかかわらず、その意味合いは幅広く、様々な定義や解釈が存在しており、ここでいう「グリーン」、「持続可能」、「再生型」の全ての概念を含んでいると考えることができる（広義の持続可能）。本稿では、「持続可能」について、前者と後者の両方が用いられている。後者については次の文献も参照。遠藤前掲注(2), pp.36-40; 遠藤真弘「環境政策の発展と環境言説―持続可能な発展とエコロジー的近代化―」『レファレンス』883号, 2024.7, pp.68-72. <https://doi.org/10.11501/13726687>

[13] Bill Reed, “Shifting from ‘Sustainability’ to Regeneration,” *Building Research & Information*, Volume 35 Issue 6, 2007, pp.674-677. <https://doi.org/10.1080/09613210701475753>

した「再生型経済（regenerative economy）」を提唱した(14)。

これはシステム全体の健全性を確保する仕組みが組み込まれた経済であり、従来の「採取型経済（extractive economy）」に代わるものになるという。フラートンは、経済が長期にわたって繁栄するには、経済成長だけでなくシステム全体がどのように成長していくかが鍵になると主張する(15)。

フラートンは、リードの図を基にして、環境に配慮した経済の発展概念を図示した（図2）。フラートンによれば、左下の機械論的デザインは、複雑な問題を部分的な要素に単純化して解決しようとする還元主義的思考に基づいているのに対し、右上の自然システム的デザインでは、生命システム科学に基づいてシステム全体の健全性を維持する自然のプロセスとパターンが適用される。再生型経済では、経済の活力をGDP成長率に求めるのではなく、地球の生物物理学的な制約や物理法則の下で、健全な人間関係のネットワークが織りなす関係性やパターンから繁栄が生まれると考える(16)。

図２　環境に配慮した経済の発展概念（フラートン）

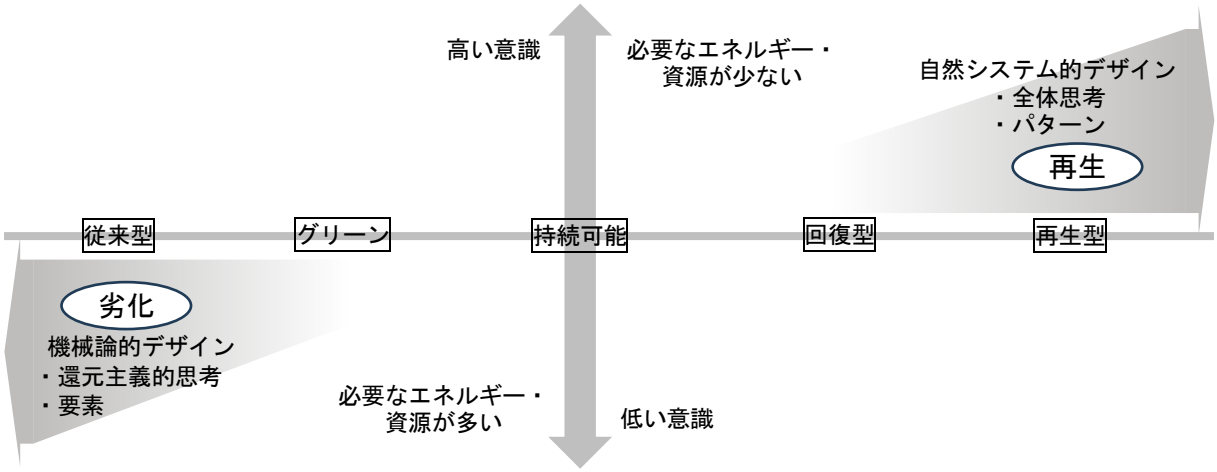

（出典）John B. Fullerton, *Regenerative Economics: Revolutionary Thinking for a World in Crisis*, Gabriola: New Society Publishers, 2025, p.44 を基に筆者作成。

Ⅱ　再生型の概念を反映した政策

本章では、再生型の概念が反映されたと考えられる政策の事例を幾つか紹介する。まず、環境政策で「再生型」という文言を直接用いた事例としてEUの環境行動計画を取り上げる。次に、近年国際的に普及しつつある「循環経済（circular economy）」と「ネイチャーポジティブ（nature positive）」を取り上げ、両政策が再生型とどのように関連するかを説明する。また、再生型の概念は、様々な経済活動にも適用されている(17)。本稿では、代表的な事例として「再生型農

(14)　John Fullerton, *Regenerative Capitalism: How Universal Principles and Patterns Will Shape Our New Economy*, Capital Institute, April 2015, pp.21, 42. <https://capitalinstitute.org/wp-content/uploads/2015/04/2015-Regenerative-Capitalism-4-20-15-final.pdf>

(15)　John B. Fullerton, *Regenerative Economics: Revolutionary Thinking for a World in Crisis*, Gabriola: New Society Publishers, 2025, pp.10-12, 122. 本書は、2015年の著作（同上）の第2版と位置付けられている。

(16)　*ibid.*, pp.40-44.

(17)　再生型農業のほか、再生型企業経営（regenerative business）、再生型建築（regenerative architecture）、再生型都市（regenerative city）、再生型金融（regenerative finance）、再生型観光（regenerative tourism/travel）などが知られている。

業（regenerative agriculture/farming）」を取り上げる。

なお、本章において、「自然の再生」は必ずしも生物（動植物）の再生に限定されず、大気質・水質の改善や土壌の再生といったように天然資源の再生を含む場合がある。

1　EU 環境行動計画

EU では、2022 年に制定された第 8 次環境行動計画[18]に「再生型」という言葉が盛り込まれた（表 1）。それは、専ら「成長が再生型である（growth is regenerative）」というフレーズの中で用いられており、経済成長を志向しつつも、それが再生型でなければならないという一定の制約を設けるものとなっている。また、「システム全体の転換（systemic change）」という文言が見られ、リードやフラートンが示したシステム全体の思考も盛り込まれている。

表 1　EU の第 8 次環境行動計画における再生型の記述

前文 13	第 8 次環境行動計画は、プラネタリー・バウンダリー(注1)の範囲内でウェルビーイングを確保し、成長が再生型であるような EU 経済へのシステム全体の転換を可能にし、また、グリーン移行(注2)が公正かつ包摂的に達成され、不平等の縮小に貢献することを確実にすべきである。（第 2 文）
前文 16	グリーン移行は、ウェルビーイング経済(注3)の文脈で行われるべきである。この経済では、成長が再生型であり、システム全体の転換が可能となり、私たちの社会のウェルビーイングと繁栄が安定した気候、健全な環境、豊かな生態系に依存することが認識され、プラネタリー・バウンダリーの範囲内で安全に活動できる領域が確保される。（第 2 文）
前文 19	成長が再生型であるウェルビーイング経済への移行は、第 8 次環境行動計画に組み込まれており、2030 年及び 2050 年の優先目標の双方に明記されている。（第 1 文）
第 2 条 1	第 8 次環境行動計画は、遅くとも 2050 年までに、人々がウェルビーイング経済において、プラネタリー・バウンダリーの範囲内で豊かに暮らすという長期的な優先目標を掲げる。この経済では、浪費がなく、成長は再生型であり、EU における気候中立が達成され、不平等が大幅に縮小される。（第 1 文）
第 2 条 2	第 8 次環境行動計画は、2030 年 12 月 31 日までの期間において、次の 6 つの相互に関連するテーマ別優先目標を掲げる。 (a) 〜 (b) 略 (c) 地球から採取するよりも多くを地球に還元するウェルビーイング経済へと前進し、無害な循環経済への移行を加速させる。そこでは、成長が再生型であり、資源が効率的かつ持続可能な形で利用され、廃棄物の階層的管理が適用される。 (d) 〜 (f) 略

（注 1）地球システムの観点から、人間が安全に活動できる範囲を定めたもの。気候変動、生物多様性など地球システムのプロセスとして特定された 9 項目について指標が設定され、それぞれの限界値が定められている。
（注 2）EU では、経済成長と環境保護だけでなく社会正義の実現も含めた概念として捉えられており、前章で紹介したように経済成長と環境保護に注目した概念として一般的に用いられる「グリーン」とは意味合いがやや異なると考えられる。Barbara Prainsack et al.,“The Green Transition Will Be Just – Or It Won’t Succeed,”*Environmental Science and Policy*, Volume 179, May 2026, pp.1-2. <https://doi.org/10.1016/j.envsci.2026.104372>
（注 3）人々の社会的地位向上や生活改善の機会を拡大し、それが低所得層を含むあらゆる人々のウェルビーイングの成果をもたらすことを保証し、不平等を低減し、環境と社会の持続可能性を高めるような経済。
（出典）Decision (EU) 2022/591, OJ L 114, 12.4.2022. <https://eur-lex.europa.eu/eli/dec/2022/591/oj/eng> を基に筆者作成。下線は筆者が付したものである。

2　循環経済（サーキュラーエコノミー）

循環経済は、線形経済（リニアエコノミー）と呼ばれる従来の経済システムに代わるものと

⑱　Decision (EU) 2022/591, OJ L 114, 12.4.2022. <https://eur-lex.europa.eu/eli/dec/2022/591/oj/eng>

して、EUを中心に社会経済システムへの実装が進んでいる[19]。EUでは、2020年に策定された「第2次循環経済行動計画」[20]が、EUの成長戦略である「欧州グリーンディール」[21]の重要政策として位置付けられているほか、2026年には「循環経済法」の採択が予定されている[22]。我が国でも、2024（令和6）年に策定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」が循環経済への移行を国家戦略として位置付けている[23]。

循環経済の提唱で知られるエレン・マッカーサー財団[24]は、循環経済を「材料が決して廃棄物となることがなく、自然が再生されるシステム」と定義し、循環経済においては、「製品や材料は、メンテナンス、再利用、修復、再製造、リサイクル、堆肥化といったプロセスを通じて循環し続ける」とする[25]。また、循環経済が依拠する3つの原則には「自然の再生（regenerate nature）」が含まれる（表2）。「自然の再生」とは、線形経済（採取－製造－廃棄）から循環経済へ移行することによって、自然のプロセスを尊重し、自然が豊かになる余地をより多く残すことであり、重点を採取から再生へと転換することにより、自然を劣化させるのではなく、自然資本を増加させることが可能になると説明されている[26]。

表2　循環経済の3原則とその概要

廃棄物と汚染の根絶 （eliminate waste and pollution）	製品、材料、社会基盤を、その使用後に経済へ戻せるようにあらかじめ設計することにより、廃棄物や汚染を根絶することができる。リサイクルから始めるのも好ましいことではあるが、初めから循環システムを前提に設計すれば、そもそも廃棄物は発生しない。
製品と材料の循環 （circulate products and materials）	製品や材料をメンテナンス、再利用、修復することで、それらを循環利用できる。使用できなくなった場合は、分解や再製造を行い、最終手段としてリサイクルすることができる。生物由来の製品であれば、堆肥化して自然に戻すことができる。このように、有限な材料を環境に放出せず経済システムの中にとどめるとともに、生分解性素材を安全に地球へと戻す。
自然の再生 （regenerate nature）	自然から何を採取するかではなく、自然環境の改善や生物多様性の構築を重視することで、自然を再生することができる。土壌を回復させ生物多様性を高める農法の実践や、有機物を土に戻すことが可能である。再生型のモデルを採用することで、自然システムの機能を模倣できる。自然界に廃棄物は存在しない。廃棄物は人間が生み出したものである。

（出典）“Circular Economy Principles.”Ellen MacArthur Foundation website <https://www.ellenmacarthurfoundation.org/circular-economy-principles>

⑲　循環経済の概要については、伊藤克尚「「サーキュラーエコノミー」の概念と我が国の主な施策と取組」国立国会図書館調査及び立法考査局編『サーキュラーエコノミー―科学技術に関する調査プロジェクト2025報告書―』（調査資料2025-5）2026, pp.6-14. <https://doi.org/10.11501/14670576> を参照。

⑳　European Commission,“A New Circular Economy Action Plan: For a Cleaner and More Competitive Europe,”COM(2020) 98 final, 11.3.2020. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=COM:2020:98:FIN>

㉑　European Commission,“The European Green Deal,”COM(2019) 640 final, 11.12.2019. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:52019DC0640>

㉒　“Circular Economy.”European Commission Directorate-General for Environment website <https://environment.ec.europa.eu/strategy/circular-economy_en>

㉓　「循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月2日閣議決定）pp.29-31. 環境省ウェブサイト <https://www.env.go.jp/content/000242999.pdf>

㉔　2005年にヨットによる世界一周単独航海の最速記録を樹立したエレン・マッカーサー（Ellen MacArthur）が、循環経済への移行を加速するため、2010年に自身の名を冠して設立した財団。“Ellen MacArthur's Circular Economy Journey.”Ellen MacArthur Foundation website <https://www.ellenmacarthurfoundation.org/about-us/ellens-story>

㉕　“What Is the Meaning of a Circular Economy and What Are the Main Principles?”Ellen MacArthur Foundation website <https://www.ellenmacarthurfoundation.org/topics/circular-economy-introduction/overview>

㉖　“Circular Economy Principles: Regenerate Nature.”Ellen MacArthur Foundation website <https://www.ellenmacarthurfoundation.org/regenerate-nature>

つまり、循環経済では、廃棄物を減らす、再利用する、リサイクルするという、いわゆる「3R（Reduce, Reuse, Recycle）」の実施にとどまらず、材料の採取から廃棄に至る過程の全てを含む経済全体を視野に入れ、製品や材料を高い付加価値が伴う形で循環利用することが想定され、これによって、廃棄物や汚染を減らすだけでなく、自然の再生が可能になるということである。

エレン・マッカーサー財団は、循環経済という概念のルーツの1つに、ライルの「再生型デザイン」を挙げ、この言葉が、あらゆるシステムを再生型の方法（プロセスそのものがエネルギーや材料を補給又は再生するような方法）で構築できるという考え方に結び付いたと説明している(27)。また、同財団はシステム思考を重視している。システム思考によって、システムの各要素と社会基盤、環境、社会的文脈との間の関係性や、時間の経過による再生の進展を考慮に入れることができるという(28)。

そうした特徴はEUの循環経済政策にも表れている。欧州委員会は2015年の「第1次循環経済行動計画」で「循環経済への移行はシステム全体の転換（systemic change）である」(29)とした。2020年の「第2次循環経済行動計画」では、「循環経済への移行は、EUにおいて、またEUを越えて、システム全体の大規模で革新的（systemic, deep and transformative）なものとなる」(30)としたほか、欧州グリーンディールの目標を達成するためには、「EUは再生型の成長モデルへの移行を加速する必要がある」(31)と述べた。

このように、循環経済という概念のルーツやEUで展開されている政策を見ると、循環経済政策には再生型の概念が反映されているということができる。

3　ネイチャーポジティブ

2022年、生物多様性条約(32)の締約国会議において、昆明･モントリオール生物多様性枠組(33)が採択された(34)。同枠組が掲げる2050年ビジョンと2030年ミッションのうち、後者の2030年ミッションは、2050年ビジョンの達成に向けて「2030年までに、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」である（表3）。これがネイチャーポジティブと呼ばれる政策である。

---

(27) Ellen MacArthur Foundation, *Towards the Circular Economy Vol.1: Economic and Business Rationale for an Accelerated Transition*, 2013, p.26. <https://content.ellenmacarthurfoundation.org/m/27265af68f11ef30/original/Towards-the-circular-economy-Vol-1.pdf>

(28) *ibid.*, p.23.

(29) European Commission, "Closing the Loop: An EU Action Plan for the Circular Economy," COM(2015) 614 final, 2.12.2015, p.18. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52015DC0614>

(30) European Commission, *op.cit.*(20), p.19.

(31) *ibid.*, p.2.

(32) 生物の多様性に関する条約（平成5年条約第9号）

(33) 「昆明・モントリオール生物多様性枠組（仮訳）」2023.3.1. 環境省ウェブサイト <https://www.env.go.jp/content/000296182.pdf>

(34) 生物多様性条約における昆明･モントリオール生物多様性枠組の採択に至るまでの経緯については、小澤隆「生物多様性の損失の原因（諸要因）について」『レファレンス』899号, 2025.11, pp.45-50. <https://doi.org/10.11501/14560834> を参照。

表３　昆明・モントリオール生物多様性枠組における 2050 年ビジョン及び 2030 年ミッション

2050 年ビジョン	2050 年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる、自然と共生する世界を実現すること
2030 年ミッション	2030 年までに、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること

（出典）“Decision 15/4: Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework,”CBD/COP/DEC/15/4, 2022.12.19, p.8. Convention on Biological Diversity website <https://www.cbd.int/doc/decisions/cop-15/cop-15-dec-04-en.pdf> 及びその環境省仮訳である、「昆明・モントリオール生物多様性枠組（仮訳）」2023.3.1, p.6. 環境省ウェブサイト <https://www.env.go.jp/content/000296182.pdf> を基に筆者作成。

EU では、欧州グリーンディールの一環として 2020 年に策定された「2030 年 EU 生物多様性戦略」[35]や昆明・モントリオール生物多様性枠組に基づき、2024 年に「自然回復に関する規則」[36]が制定された。同規則は、自然を保全するだけでなく回復（restoration）させるため、生物多様性及び生態系の回復力を維持又は強化することを目的とし、良好な状態でない生息地につき、2030 年までに全面積の 3 割で、2040 年までに各類型[37]の面積の 6 割で、2050 年までに各類型の面積の 9 割で回復策を講じること等を義務付けている。

昆明・モントリオール生物多様性枠組や EU の自然回復に関する規則では、「自然の回復」という表現が用いられている。他方、国連環境計画（United Nations Environment Programme: UNEP）は、ネイチャーポジティブ経済を「再生型かつ協調的で、社会の進歩や環境保護に寄与する場合にのみ成長に価値が認められるような経済」と定義している[38]。また UNEP は、ネイチャーポジティブに向けた財政の在り方に関する報告書の中で、再生型の政策や取組を幅広く実施することによって社会規範を消費至上主義から持続可能なライフスタイルに転換することが可能になるとの認識を示し、政策立案者が持つべきビジョンの 1 つに「再生型の見識、体制、実践」を挙げている[39]。

オックスフォード大学の上級研究員を務めるソーファス・ツー・アームガッセン（Sophus O.S.E. zu Ermgassen）らは、ネイチャーポジティブが持つ意味合いを分析し、環境分野の様々な目標（例えば、気候変動や生物多様性）の相互関係を踏まえた幅広いシステムの文脈で捉えることが重要であり、ネイチャーポジティブの成果を得るには、企業と政府が協調して自然を積極的に改善するような生産・消費システムを構築する必要があると結論付けている[40]。こ

35　European Commission,“EU Biodiversity Strategy for 2030: Bringing Nature Back into Our Lives,”COM(2020) 380 final, 20.5.2020. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A52020DC0380> 2030 年までに生物多様性を回復軌道に乗せるとともに、2050 年までに世界の生態系を再生するという野心的な目標を掲げる。

36　Regulation (EU) 2024/1991 of the European Parliament and of the Council of 24 June 2024 on Nature Restoration and Amending Regulation (EU) 2022/869, OJ L, 2024/1991, 29.7.2024. <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2024/1991/oj> 自然回復に関する規則の概要については、芦田淳「【EU】自然再生に関する規則の制定」『外国の立法』No.301-2, 2024.11, pp.12-13. <https://doi.org/10.11501/13783830> を参照。

37　①湿地、②草原（grasslands）、③河川及び湖沼、④森林、⑤ステップ（steppe）、⑥岩場及び砂丘の 6 類型。芦田　同上, p.12.

38　UNEP, *Adapt to Survive: Business Transformation in a Time of Uncertainty*, 2021, p.18. <https://wedocs.unep.org/handle/20.500.11822/32630>

39　UNEP, *State of Finance for Nature 2026: Nature in the Red: Powering the Trillion Dollar Nature Transition Economy*, 2026, pp.50-51. <https://wedocs.unep.org/handle/20.500.11822/49119>

40　Sophus O.S.E. zu Ermgassen et al.,“Are Corporate Biodiversity Commitments Consistent with Delivering ‘Nature-positive’ Outcomes? A Review of ‘Nature-positive’ Definitions, Company Progress and Challenges,”*Journal of Cleaner Production*, Volume 379 Part 2, 15 December 2022, pp.2, 10. <https://doi.org/10.1016/j.jclepro.2022.134798>

れは、ネイチャーポジティブの達成に向けては、個別の分野や組織が断片的に取り組むのではなく、様々な要素の相互作用を踏まえてシステム全体で取り組む必要があることを指摘したものであり、リードやフラートンが示したシステム全体の思考と同じ趣旨であると言えよう。

このように、ネイチャーポジティブ政策では、「回復」という言葉を用いる文献もあるが、この政策の説明に「再生型」という言葉や再生型の概念を用いる文献も少なくない。

４　再生型農業

再生型農業は、循環経済やネイチャーポジティブを実現する手段の１つと考えられている。例えば、エレン・マッカーサー財団は、循環経済の報告書で自然資本を再生する経済活動の１つとして再生型農業を詳しく紹介し(41)、「自然の再生」に向けて「土壌を回復させ生物多様性を高める農法の実践」を目指すとしている（表２）。UNEP や世界経済フォーラム（World Economic Forum: WEF）は、ネイチャーポジティブに向けた民間部門の取組の一例として再生型農業を挙げている(42)。

再生型農業とは、土壌の健全性を重視し、特定の農学的・科学的原則を取り入れた農業生産システムのことであり、一部の食品メーカー、小売業者、消費者、政策立案者の間で関心が高まっているという(43)。再生型農業は、植物の光合成を利用して炭素循環を閉じ、土壌の健全性、作物の耐性・回復力、栄養濃度を高める土地管理手法を採用することで、土壌の有機物を増やすとともに土壌の生物多様性を高め、気候変動の抑制や水循環の改善といった様々な便益をもたらすとされる。具体的には、不耕起栽培、有機肥料の利用、適切に管理された放牧といった伝統的な慣行を含む様々な手法がとられる(44)。

再生型農業の起源は必ずしも明確でないが、アメリカで有機農業などの研究を行うロデール研究所が、1980 年代初頭に初めて「再生型農業」というフレーズを用いたと言われている(45)。同研究所のロバート・ロデール（Robert Rodale）は、「私は「持続可能」という言葉では満足しない。その言葉は政策立案者や科学者にとっては大変魅力的であろうが、平均的な人々は、持続する環境に住みたいのではなく、何か広がりがあり改善していくような環境に住みたいのである。」と述べ、「持続可能」と区別するために「再生型」を用いたという(46)。

再生型農業を推進する取組は民間部門が先行している。例えば、2019 年に発足した「生物多様性のための企業連合（One Planet Business for Biodiversity: OP2B）」(47)は、企業のバリュー

---

(41)　Ellen MacArthur Foundation, *Towards the Circular Economy Vol.2: Opportunities for the Consumer Goods Sector*, 2013, pp.89-91. <https://content.ellenmacarthurfoundation.org/m/50c85a620a58955/original/Towards-the-circular-economy-Vol-2.pdf>

(42)　UNEP, *op.cit.*(39), p.6; WEF, *The Future of Nature and Business: In Collaboration with AlphaBeta* (New Nature Economy Report II), 14 July 2020, pp.11, 14-15. <http://www3.weforum.org/docs/WEF_The_Future_Of_Nature_And_Business_2020.pdf>

(43)　Megan Stubbs,“Regenerative Agriculture and Related Food Product Labeling and Marketing Claims,”*CRS Report*, R48610 (Version 4), July 29, 2025, p.1. <https://www.congress.gov/crs_external_products/R/PDF/R48610/R48610.4.pdf>

(44)　Regenerative Agriculture Initiative and Carbon Underground,“What Is Regenerative Agriculture?”February 24, 2017. <https://thecarbonunderground.org/wp-content/uploads/2017/02/Regen-Ag-Definition-7.27.17-1.pdf>

(45)　Stubbs, *op.cit.*(43), p.4.

(46)　“Regenerative Agriculture: How Did It Start and Where Is It Headed?”5.11.2024. FoodUnfolded website <https://www.foodunfolded.com/article/regenerative-agriculture-how-did-it-start-and-where-is-it-headed>; Rodale Institute,“Regenerative Organic Agriculture and Climate Change: A Down-to-Earth Solution to Global Warming,”2014, p.7. <https://rodaleinstitute.org/wp-content/uploads/Regenerative-Organic-Agriculture-White-Paper.pdf>

(47)　“Who We Are.”OP2B website <https://op2b.org/home/>

チェーンにおいて農地や自然の生物多様性を保護・回復するため、システム全体の転換と行動の促進などに取り組んでおり、活動の3つの柱の筆頭に「再生型農業の拡大」を掲げた[48]。2026年8月現在、OP2Bには、食品・飲料品メーカー、家具メーカー、家庭用品メーカーなど20社以上の多国籍企業[49]が参加している。

また、様々な民間団体が再生型農業の国際的な第三者認証プログラムを運営している[50]。その基準は、適用される食品や策定団体によって異なり、最小限の農業実践に重点を置くものから、幅広い農業実践を詳細に定めるものまである。さらに、農家の収益確保、農業労働者の最低賃金や福利厚生、地元産食品の販売促進、先住民の農業実践や動物福祉への配慮などの成果を求めるものもある。例えば、再生型有機農業アライアンス（Regenerative Organic Alliance: ROA）[51]というアメリカの認証団体が「再生型有機認証（Regenerative Organic Certified: ROC）」[52]というプログラムを運営している。ROCの認証基準は、①土壌の健全性と土地管理のほか、再生型農業は農業がもたらす動物福祉や社会的公正への影響にも配慮すべきであるとの考えから[53]、②動物福祉、③社会的公正、を加えた3つの柱で構成されている[54]。2026年3月時点で、世界の65,000を超える農場・農家がROCを取得しているという[55]。

アメリカでは、2024年に連邦議会で発足した「アメリカを再び健康にする（Make America Healthy Again: MAHA）議員連盟」[56]が、食品の栄養価と土壌の健全性を高める農業実践を奨励するとして、その目標の1つに「再生型農業、精密農業、環境への取組の推進」を掲げた[57]。MAHAは、2025年に発足したドナルド・トランプ（Donald J. Trump）政権のスローガンとなり、同年12月、連邦農務省（United States Department of Agriculture: USDA）の自然資源保全局（Natural Resources Conservation Service: NRCS）は、再生型農業パイロットプログラムを発表し、7億米ドル[58]を投じて再生型農業を実践する生産者（表4）を支援するとした[59]。

また、2026年にはトランプ大統領が大統領令「再生型農業の推進と米国農業のレジリエンス強化」[60]を発出し、同プログラムの資金提供を最大化するほか、利害関係者との成果の共有

---

(48) “One Planet Business for Biodiversity (OP2B).” World Business Council for Sustainable Development website <https://www.wbcsd.org/actions/one-planet-business-for-biodiversity-op2b/> 他の2つの柱は、「農業における生物多様性の向上」と「価値の高い生態系の保護」である。

(49) ネスレ社、ダノン社、ペプシコ社、カールスバーグ社、イケア社、ロレアル社、ユニリーバ社など。*ibid.*

(50) Stubbs, *op.cit.*(43), pp.15-16.

(51) ロデール研究所などが2017年に創設した非営利団体である。

(52) ROCの運営は、ロデール研究所のほか、衣料品メーカーのパタゴニア社などが主導している。ROA, “From Soil to Shelf: Building a Resilient Future through Regenerative Organic Agriculture,” 2026. <https://regenorganic.org/wp-content/uploads/2026/06/2026-02-18-roa-booklet-WEB.pdf>

(53) Rodale Institute, “Regenerative Agriculture and the Soil Carbon Solution,” September 2020, p.5. <https://rodaleinstitute.org/wp-content/uploads/Rodale-Soil-Carbon-White-Paper_v8.pdf>

(54) “Framework for Regenerative Organic Certified,” Version 4.1, Effective 27 June 2023. ROA website <https://regenorganic.org/wp-content/uploads/2023/03/Regenerative-Organic-Certified-Framework.pdf>

(55) ROA, *op.cit.*(52)

(56) “Senator Marshall Announces Make America Healthy Again Caucus,” December 19, 2024. Doc Marshall website <https://www.marshall.senate.gov/newsroom/press-releases/senator-marshall-announces-make-america-healthy-again-caucus/>

(57) “MAHA Caucus.” Doc Marshall website <https://www.marshall.senate.gov/wp-content/uploads/MAHA-Caucus.pdf>

(58) トランプ政権の発足前に創設された、環境質インセンティブプログラム（4億米ドル）と保全スチュワードシッププログラム（3億米ドル）から拠出される。報告省令レート（令和8年8月分）によれば、1米ドルは161円。

(59) “Regenerative Pilot Program.” Natural Resources Conservation Service website <https://www.nrcs.usda.gov/programs-initiatives/regenerative-pilot-program>

(60) “Advancing Regenerative Agriculture and Strengthening American Farm Resilience (Executive Order 14414 of June 25, 2026),” *Federal Register*, Vol. 91 No. 124, June 30, 2026, pp.39841-39842. <https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2026/06/eo-14414.pdf>

を通じたプログラムの拡充（再生型農業に関心を持つ生産者の能力向上に向けた官民連携等）を検討するとした（第3条）[61]。

表４　再生型農業パイロットプログラムに参加する生産者への要求事項

参加者の義務	○農場全体の評価 NRCS等と協力して農場全体の評価を行う。あらゆる資源についての評価がなされ、そのうち土壌資源と水資源についてはNRCSの基準に合致しなければならない。 ○再生型農業の実践 再生型農業の主な実践項目（下欄参照）のうち、少なくとも1つを実施する。 ○土壌の健全性検査への同意 少なくとも契約の初年度及び最終年度に土壌の健全性検査を行い、初期ベースラインの設定とその後の変化の記録を行う。
再生型農業の主な実践項目	保全的な輪作、等高線農業[注1]、カバークロップ（被覆作物）[注2]、排水管理、飼料作物の収穫管理、林分改良、かんがい用水管理、マルチング（土壌の被覆）、養分管理、病害虫管理保全システム、放牧管理、不耕起栽培、減耕起栽培、帯状栽培[注3]

（注1）傾斜農地での土壌流出防止や農作業効率化のため、等高線に沿って農地を造成すること。
（注2）土壌を被覆して浸食や流出を防ぐとともに、有機物を増やし土壌改良の効果をもたらす作物。
（注3）農地を細長い帯状に分割し、異なる種類の作物を交互に栽培する農法。
（出典）“Regenerative Pilot Program.”Natural Resources Conservation Service website <https://www.nrcs.usda.gov/programs-initiatives/regenerative-pilot-program>

欧州では、2025年6月、EUの諮問機関である欧州経済社会評議会（European Economic and Social Committee: EESC）[62]が、欧州委員会及びEU加盟国に対し、再生型農業の規模拡大を強く求める意見書[63]を採択した。EUはこれまでも土壌の健全性の回復に向けた取組を行ってきたが[64]、再生型農業という概念を用いて、その利点などを本格的に議論した最初のEU機関がEESCであるという[65]。

意見書は、現在のEUの枠組みは、特に土壌の健全性に関して再生型農業を十分に促進するものではないとの見解を示し（意見書1.7項）、再生型農業を促進すれば、気候変動や生物多様性の損失への対処、健全で強じんな生態系と繁栄の相互関係の強化、農業部門の刷新の支援、将来のサプライチェーンへの備え、ビジネス部門での新たな機会やイノベーションの促進、といった諸課題に対して農業が解決の一翼を担えるという、新しいナラティブが構築されると述べている（同2.4項）。また、再生型は、従来の持続可能の概念とは異なり、人間や経済が自然の一部であるという全体的な視点に基づいて、「十分な状態」の維持ではなく継続的な改善を促すものであり、持続可能を超えているとの認識も示している（同3.7項）。

⑹ MAHA支持層からは、化学物質規制など踏み込んだ措置には至らず、新規性に乏しいとして失望する声も上がっているという。井上領介「米国MAHA運動と農業の接点―グリホサート問題・再生型農業をめぐる展開―」2026.8.5, p.14. 三菱UFJリサーチ＆コンサルティングウェブサイト <https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2026/08/seiken_260805_01.pdf>

⑹ 使用者、労働者、市民団体など各種利益団体を代表する評議員で構成される。

⑹ “Opinion of the European Economic and Social Committee: Regenerative Agriculture as a Target towards Enhancing Sustainable Food Production, Supporting Climate and Biodiversity Objectives (own-initiative opinion),”OJ C, C/2025/4207, 20.8.2025. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:C_202504207>

⑹ EUにおける土壌の健全性の回復に関する取組については、次の文献を参照。小澤隆「土壌の健全性（Soil health）の回復に向けたEUの取組」『レファレンス』886号, 2024.10, pp.1-30. <https://doi.org/10.11501/13763464>

⑹ “Regenerative Agriculture Should Anchor EU Green, Farming and Economic Policies, Says EESC,”24.6.2025. EESC website <https://www.eesc.europa.eu/en/news-media/news/regenerative-agriculture-should-anchor-eu-green-farming-and-economic-policies-says-eesc>

Ⅲ　再生型の取組をめぐる課題

ここまで説明してきたように、既に再生型の概念を反映した環境政策が現れ、民間部門でも再生型の取組を推進する動きが始まっている。本章では、再生型の取組を具体的に推進する場合に懸念される主な課題を提示する。

1　定義の確立と成果指標の整備

再生型の概念が普及しつつあるにもかかわらず、この概念には依然として、幅広いコンセンサスを得た単一の定義が見当たらない(66)。再生型と企業経営との関係についても複数の見解が存在することが指摘されている。例えば、ある見解は、再生型とは、組織が「共進化のプロセス」を通じて、自らの活動と生命システムとを調和させて自然システムの自己再生能力を高め、自然や人間社会の健全性を高めることであるとする。他方、別の見解では、再生型とは、組織の製品やサービスによるプラスの影響が、同じ製品やサービスによるマイナスの影響を上回ることであるとする。再生型の解釈に一貫性がなく明確性が欠如すると、再生型の理解や普及が妨げられるほか、呼び方が変わるだけで事業の内容は変わらないということも生じ得る(67)。

再生型農業についても多種多様な定義や説明が存在する。それは、①プロセスに基づく定義（例えば、カバークロップ（被覆作物）の利用、家畜の導入、不耕起又は減耕起栽培）、②成果に基づく定義（例えば、土壌の健全性向上、炭素隔離、生物多様性の向上）、又は③両者の組合せに分類されるとの見解がある。①の提案者は、再生型農業から生じる成果に柔軟な姿勢である一方で、②の提案者は、成果をもたらすプロセスに柔軟な姿勢であることが示唆されるため、両者にはそれぞれ異なる意図があり、互いに緊張関係にあると考えられている(68)。こうした定義が不明確な状況は、従来の農業と再生型農業がどう異なるのかを正確に判別することを困難にしている(69)。定義が定まらなければ、目標設定も曖昧なものとならざるを得ない。投資家ネットワークであるFAIRRイニシアチブの調査によれば、再生型農業に言及した企業50社のうち、何らかの定量目標を示した企業は14社にとどまるという(70)。

再生型企業経営や再生型農業の普及促進に向けては、より明確な定義の確立と評価枠組み及び成果指標の開発が求められている。定義の確立によって、政策の一貫性を確保し、資金配分や事業支援などの適切な実施や関係者間の共通理解が促進される。また、再生型の取組の成果を評価する枠組み及び成果指標を開発することにより、その進捗状況を監視し、政策の見直しにつなげることが可能になる(71)。

---

(66) Kirsi Salonen et al.,“Emerging Regenerative Business Paradigm: Narrative Review, Synthesis, and Research Agenda,” *Journal of Circular Economy*, Volume 3 Issue 1, June 2025, p.3. <https://doi.org/10.55845/DOZQ3944>

(67) Jan Konietzko et al.,“Towards Regenerative Business Models: A Necessary Shift?” *Sustainable Production and Consumption*, Volume 38, June 2023, p.373. <https://doi.org/10.1016/j.spc.2023.04.014>

(68) Peter Newton et al.,“What Is Regenerative Agriculture? A Review of Scholar and Practitioner Definitions Based on Processes and Outcomes,” *Frontiers in Sustainable Food Systems*, Volume 4, 26 October 2020, pp.1, 9. <https://doi.org/10.3389/fsufs.2020.577723>

(69) Kate A. Congreves,“Regenerative Agriculture: A Definition and Philosophy,” *npj Sustainable Agriculture*, 3, 60, 14 November 2025, p.2. <https://doi.org/10.1038/s44264-025-00097-7>; Stubbs, *op.cit.*(43), p.1.

(70) FAIRR Initiative,“Regenerative Agriculture: Moving from Ambition to Credibility,” June 2026, p.13. <https://go.fairr.org/FAIRR-2026-Regenerative-Agriculture-Moving-from-Ambition-to-Credibility-Report>

(71) Iivari Kunttu et al.,“Regenerative Practices in Circular Economy SMEs,” *Journal of Circular Economy*, Volume 3 Issue 3,

なお、再生型農業の提唱者の中には、戦略的、政治的、理念的な理由で、再生型農業を定義することはできないと主張する者もいる。その背景には、再生型農業のような比較的新しい取組に対して、単一の定義を採用することには抵抗感があり、特定の解釈に縛られたくないという意識があるとされる。そのため、再生型農業という言葉を用いる個々の主体が、それぞれの目的や文脈に合わせて定義を明確化し、それをはっきりと示すことが望ましいとする意見もある(72)。

２　グリーンウォッシュの防止

再生型の事業に対する定義が明確でないことにより、実態が伴わないにもかかわらず環境に配慮したかのように装う行為、いわゆるグリーンウォッシュが誘発されるという懸念がある(73)。実際に再生型の表示に関連して、多くのグリーンウォッシュが見られるという分析もなされている(74)。再生型の取組であるとの主張が具体的に何を意味するのか、なぜ消費者がその製品やサービスに割高な対価を支払うのかが明確でなければ、結局は再生型という言葉の使用が形骸化し、価値を失ってしまう(75)。

再生型農業もグリーンウォッシュの批判に直面している。再生型農業に批判的な論文は、再生型農業は当初、農家主導の草の根的な取組として始まったが、次第に農業以外の主体、中でも多国籍の加工食品メーカーとの結び付きが強まってきたと指摘する。そして、こうした強力な主体が再生型農業をめぐる議論に影響を及ぼす一方で、新たに再生型農業に参入する農家の数は減少しており、再生型農業が農場での実践からマーケティング主導の取組へと変質したのではないかという疑問が浮上しているという(76)。

コーポレート・ヨーロッパ・オブザバトリー（Corporate Europe Observatory）は、EU の政策決定過程において企業やそのロビー団体が享受している特権的なアクセスや影響力を明らかにし、それに異議を唱える活動を行う調査・キャンペーン団体である(77)。この団体は、欧州などで再生型農業を推進する企業には農薬メーカーを含む農業ビジネスや食品メーカーが含まれており、これらが欧州委員会に対してロビー活動を展開し、再生型農業において、成果に基づく定義を採用し、農薬や化学肥料の使用が排除されないよう働きかけていると主張している(78)。

欧州の環境団体等は、EU の政策文書や議論では、真に抜本的な変革をもたらす解決策から政策的な関心や資金をそらすために再生型農業という曖昧な概念が利用されており、再生型を掲げる多くの提案が、従来の農業システムに微修正を加えるにとどまっていると指摘する(79)。

December 2025, pp.352-353. <https://doi.org/10.55845/QOPR9934>; *ibid.*, p.15.

(72) Newton et al., *op.cit.*(68), p.6.

(73) Konietzko et al., *op.cit.*(67)

(74) Ankita Das and Nancy Bocken,“Regenerative Business Strategies: A Database and Typology to Inspire Business Experimentation towards Sustainability,”*Sustainable Production and Consumption*, Volume 49, September 2024, p.539. <https://doi.org/10.1016/j.spc.2024.06.024>

(75) Newton et al., *op.cit.*(68), p.8.

(76) Loekie Schreefel et al.,“Beyond the Buzz: Analyzing Actors Promoting Regenerative Agriculture in Europe,”*npj Sustainable Agriculture*, 3, 59, 05 November 2025, pp.1, 8. <https://doi.org/10.1038/s44264-025-00100-1>

(77)“Who We Are.”Corporate Europe Observatory website <https://corporateeurope.org/en/who-we-are>

(78) Corporate Europe Observatory,“A Degenerative Lobby: ‘Regenerative Agriculture’: The New Buzzword for Agrobusiness,”June 2026. <https://corporateeurope.org/sites/default/files/2026-06/Regenerative agriculture - FINAL.pdf>

(79)“Joint Statement on“Regenerative Greenwashing”: Commit to Real Transitions, Ensuring Credibility beyond Marketing Claims,”02 June 2026. Agroecology Europe website <https://www.agroecology-europe.org/wp-content/uploads/2026/06/Joint-Statement_Regenerative-Greenwashing.pdf>; IPES-Food,“Smoke and Mirrors: Examining Competing Framings of Food System Sustainability: Agroecology, Regenerative Agriculture, and Nature-based Solutions,”2022, p.21. <https://ipes-

その上で、EU の政策が、信頼に足る透明性を備え、公益に根ざし、検証可能かつ公的に管理されるアプローチに基づくものとなるよう求めている(80)。

再生型企業経営においても、信頼の構築、説明責任の確保において透明性が重要な役割を果たすとされる(81)。透明性のある報告が行われなければ、グリーンウォッシュを行っている企業が、真に再生型である企業との競争に勝利する事態となる懸念がある。これを防ぐには「透明性のある検証」が必要であり、そのような検証手段として最も一般的なものは、第三者認証の取得であるとされる(82)。

ただし、再生型農業の第三者認証については、様々な運営団体がそれぞれの基準でプログラムを運営しており、基準や検査の厳格さには差があるという。再生型であることの信頼性を維持するには高い水準の基準や検査が求められる一方で、ハードルが高すぎると農家や企業が参加をあきらめたり、ハードルの低いプログラムに流れたりするという問題がある(83)。前述した ROC では高い水準の基準や検査が求められており、ROC の認証団体 ROA は、こうした問題に対処するため、比較的水準の低い第三者認証プログラムである「リジェンアグリ（Regenagri）」と提携し、参加しやすいリジェンアグリの認証からスタートし、数年後に ROC へと移行する「ROC への旅（Journey to ROC）」というプログラムを開始している(84)。

おわりに

従来、国際的に取り組まれてきたグリーンの概念に基づく政策は、基本的には環境負荷の大きさを軽減する政策である。いわば「マイナスをゼロに近づける」ものであり、環境負荷が生じていることには変わりがなく、環境が劣化する方向に向いている。これに対し、本稿で紹介した再生型の概念に基づく政策は、自律的に環境を改善し、自然資本を増やしていくシステムを構築するものである。いわば「ゼロからプラスに向かう」ものであり、環境が再生する方向に向いている。このように、両者の概念には大きな違いがあり、グリーンから再生型への変化は政策理念の大きな転換を意味すると考えることもできよう。

我が国でも取り組まれている循環経済、ネイチャーポジティブといった環境政策が、実は再生型の概念を反映しているという点で共通していることは興味深い。また、こうした政策が国際的に広がっているという事実は、世界の環境政策の潮流がグリーンから再生型へと変化する兆しと捉えることもでき、注目に値する。

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）の目標年である 2030 年が近づいている。カナダの独立シンクタンクである持続可能な発展国際研究所（International Institute

---

food.org/_img/upload/files/SmokeAndMirrors.pdf>

(80) “Joint Statement on “Regenerative Greenwashing”: Commit to Real Transitions, Ensuring Credibility beyond Marketing Claims,” *ibid.*

(81) Das and Bocken, *op.cit.*(74), p.538; Konietzko et al., *op.cit.*(67), p.380.

(82) Das and Bocken, *ibid.*

(83) Andrew Watman, “Regenerative Organic Alliance Launches New Initiative to Reduce Greenwashing and Scale Regenerative Agriculture,” Oct 16, 2025. Forbes website <https://www.forbes.com/sites/andrewwatman/2025/10/16/regenerative-organic-alliance-launches-new-initiative-to-reduce-greenwashing-and-scale-regenerative-agriculture/>

(84) ROA and Regenagri, “Press Release: Regenerative Organic Alliance Launches Journey to ROC™ Initiative in Partnership with Regenagri,” 9 October 2025. ROA website <https://regenorganic.org/wp-content/uploads/2025/10/Journey-to-ROC-ROA-Regenagri-Press-Release-100825.pdf>

for Sustainable Development: IISD）[85]は、2030年以降を見据えた重要なテーマの1つに「再生」を挙げ、それがより強じんで持続可能な未来を構築する一助となるとした[86]。国連では、2027年9月に予定されているSDGサミットで、2030年以降の持続可能な発展の在り方に関する議論が正式に開始されるという[87]。我が国でも、2030年以降の目標に関する議論が始まっている[88]。本稿がこうした議論において何らかの示唆を与えるものとなれば幸いである。

（えんどう　まさひろ）

85　持続可能な発展の課題を解決するための研究活動等を行う非営利組織。

86　Eleonora Bonaccorsi et al.,“Beyond 2030: Advancing Social Development, UN80 Initiative, 2027 GSDR,”3 December 2025. IISD SDG Knowledge Hub website <https://sdg.iisd.org/commentary/policy-briefs/beyond-2030-advancing-social-development-un80-initiative-2027-gsdr/>

87　*ibid.*

88　例えば、慶應義塾大学大学院の蟹江憲史教授らが主導する「ビヨンドSDGs官民会議」<https://beyondsdgs.net/>、株式会社野村総合研究所が主催する「Beyond 2030 Agenda研究会」<https://www.nri.com/jp/service/souhatsu/beyond_2030_agenda.html> などが立ち上がっている。